

石巻市復興公営住宅への入居を希望される皆様へ

入居を希望される方は、お早めにご相談のうえ、事前登録の手続きをしてください。

復興公営住宅の最終入居確認書を提出してください

提出期限 平成29年2月17日（金）

- ※入居を希望される方を最終確認させていただきます。期限までに必ずご提出してください。
- ※確認書の提出とは別に事前登録の手続きをしてください。

復興公営住宅の事前登録を終了します

登録期限 平成29年3月24日（金）

※期限までに登録されない場合、復興公営住宅に入居できなくなります。

【お申し込みできる方】

- ◆東日本大震災で居住していた住宅のり災判定が「全壊」の方
- ◆東日本大震災で居住していた住宅のり災判定が「大規模半壊または半壊」で解体を余儀なくされた方
- ◆東日本大震災時、賃貸住宅にお住まいの方で、賃貸人等の事情により退去せざるを得なかった方（申請の際に賃貸人等からの証明が必要となりますが、証明を受けることが困難な方は、事前登録相談窓口までご相談ください。）

【お申し込みできない方】

- ◆被災時に居住していた賃貸住宅に、みなし仮設住宅として入居している方
 - ◆住宅を再建した方（住宅を建設または購入した方や賃貸住宅に入居した方など）
 - ◆持家や貸家を所有している方
 - ◆東日本大震災で居住していた住宅がり災していない方
 - ◆暴力団員
- ※その他、詳しい入居者資格については、事前登録窓口までご確認ください。

入居者資格要件を緩和する手続きを進めています

対象：応急仮設住宅等に入居されている方

- ◆市町村民税や過去に入居していた公営住宅の家賃等をやむを得ず滞納している方でも、納付の意思が確認できた方は入居できるよう手続きを進めています。

※石巻市の市営住宅は、お一人で入居できるよう手続きを進めています。

ご相談ください

- 被災時に居住していた賃貸住宅は「全壊」ではないが、元の賃貸住宅に戻ることができなかった方
- 賃貸人（大家）等の証明が得られず、申込みができなかった方
- 市町村民税を滞納しており、申込みや入居ができなかった方
- 過去に住んでいた公営住宅の家賃等を滞納しており、申込みや入居ができなかった方
- 復興公営住宅の入居資格審査書類を提出することができず、入居ができなかった方
- 被災時に居住していた持家が「大規模半壊または半壊」で解体することができない方 など

石巻市役所 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 代表：0225-95-1111

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

- 復興公営住宅のご相談 事前登録相談窓口（3階） 内線：3981～3983
専用：0225-90-8041・8042
- 市営住宅のご相談 建設部住宅管理課（5階） 内線：5753・5754
- 住宅再建のご相談 福祉部生活再建支援課（3階） 内線：4761・4765～4767